

平成26年11月18日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

地下街防災推進事業を活用した川崎地下街アゼリアの防災力強化
支援について

<添付資料>

資料 地下街防災推進事業を活用した川崎地下街アゼリアの防災力強化支援
について

まちづくり局

地下街防災推進事業を活用した川崎地下街アゼリアの防災力強化支援について

資料

1 背景・経緯

- 川崎地下街アゼリア（以下、「アゼリア」という。）は公共地下歩道として歩行者の安全性確保と川崎駅周辺の商業活性化を目的に昭和61年に建設され、川崎駅東口の賑わいを牽引してきましたが、28年が経過し、計画的な再整備や更新の必要性が高まっています。
- 東日本大震災では、アゼリアにおいて川崎駅周辺で発生した帰宅困難者を約3,000人受入れる等、重要な役割を果たしました。
- 平成24年には「帰宅困難者一時滞在施設」として川崎アゼリアと本市が協定を締結するとともに、「川崎駅周辺の災害時における行動ルール」及び「都市再生安全確保計画」の作成（平成25年）にも参画し、アゼリアにおける一時避難施設や情報伝達施設を計画に位置付けました。
- 一方、国は、大規模災害時における利用者等の避難時での混乱や、天井等の老朽化の進行、さらに今後予見されている大規模地震等への対応を図るため、ハード・ソフト両面からなる利用者等の安心避難のための防災対策支援として、「地下街防災推進事業」を平成26年度に創設しました。



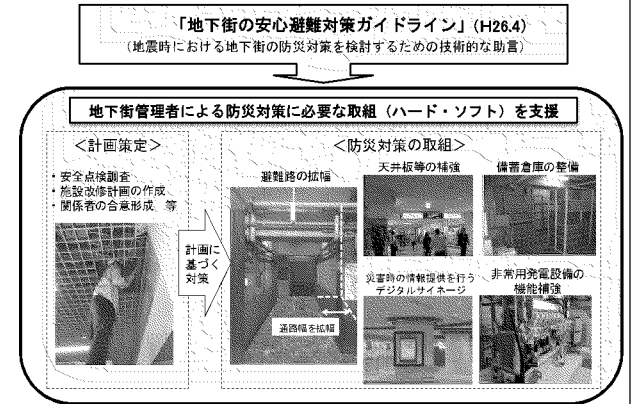
東日本大震災における川崎地下街アゼリアの状況

3 地下街防災推進事業スキーム

- 「地下街の安心避難対策ガイドライン」に基づく計画策定【ソフト】
- 防災性向上に係る施設整備事業【ハード】
- ソフト・ハード共に国・市で各1/3を補助（協調補助）

国	市	地下街 管理会社
1/3	1/3	1/3

- 安全**：天井・避難路の点検・改修
- 安心**：備蓄倉庫や非常用発電の整備
- 誘導**：情報伝達施設等の整備
- 連携**：避難計画や避難啓発等のソフト対策



2 本市としての支援の必要性

- 都市再生緊急整備地域の地域整備方針に基づく取組**
川崎駅周辺は、都市再生特別措置法に基づく「都市再生緊急整備地域」に指定され、滞在者の安全確保に必要な設備等の整備について、緊急かつ重点的に実施する必要があります。
- 不特定多数の市民が利用する公共地下歩道**
地域防災計画における避難時の拠点としての位置付けを踏まえ、災害発生時も天井崩落等の被害から市民の安全を確保すると共に、不特定多数の市民が利用する公共地下歩道として、駅周辺の歩行者ネットワーク機能を確保する必要があります。
- 都市再生安全確保計画における位置付け**
アゼリアは、一時滞在施設として滞在者の安全を確保するとともに、帰宅困難者への的確な情報提供を図る役割を有しており、これらの役割を果たすため、アゼリアの防災力の強化が必要です。
- 一時滞在施設としての機能確保**
アゼリアは川崎駅周辺の一時滞在施設の中で最大の収容施設（約3,000人）であり、アゼリアの防災力の強化が、帰宅困難者の発生による川崎駅周辺の混乱抑制に貢献します。
- 川崎駅周辺総合整備計画の位置付け**
本市の玄関口として、駅東西の回遊性・利便性の強化を進めている中、京急川崎駅周辺、さいか屋周辺等での新たなまちづくりとも一体化を図り、社会環境の変化に応じた都市拠点の整備を推進していく必要があります。

4 アゼリアの取組スキームとスケジュール

